○島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令

(平成19年12月6日島根県警察訓令第34号)

島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令(平成元年島根県警察訓令第21号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 拾得物件の受理等(第6条-第15条)
- 第3章 遺失届の受理等(第16条-第20条)
- 第4章 遺失者を発見するための措置 (第21条-第25条)
- 第5章 拾得物件の保管等(第26条-第30条)
- 第6章 拾得物件の返還、引渡し等(第31条-第37条)
- 第7章 埋蔵物及び犯罪者が占有していたと認められる物件の取扱い(第38条・第 39条)
- 第8章 逸走した家畜の取扱い等(第40条-第47条)
- 第9章 出納管理手続(第48条-第62条)
- 第10章 検査及び事故報告(第63条・第64条)
- 第11章 雑則 (第65条 第67条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法(平成18年法律第73号。以下「法」という。)、遺失物 法施行令(平成19年政令第21号。以下「令」という。)及び遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - (1) 交番及び駐在所
 - (2) 警備派出所のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要がある施設として次に掲げるもの
 - ア 出雲警察署出雲空港派出所
 - イ 益田警察署石見空港派出所
 - ウ 隠岐の島警察署隠岐空港派出所
 - (3) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要がある施設として別表の左欄に掲げるもの

(警察職員の心構え)

第3条 警察職員は、遺失物行政が、県民の善意や遵法意識に支えられた県民に最も身近な警察行政であり、県民と警察との信頼関係を保持する上で重要な意義を有す

るものであることを認識し、慎重かつ適切に遺失物等を取り扱わなければならない。 (取扱いの基本)

第4条 警察署長(以下「署長」という。)は、法第4条第1項若しくは第13条第1項の規定による提出(以下「提出」という。)又は規則第5条第1項の規定による遺失届(以下「遺失届」という。)があったときは、その管轄区域のいかんにかかわらず、これを受理しなければならない。

(警察本部の施設における取扱い)

第5条 第2条第3号に規定する施設における物件の取扱いは、別表の左欄に掲げる 施設に係る所属の職員が同表の右欄に定める警察署長の指揮監督を受けて行うもの とする。ただし、警察本部本庁舎における物件の取扱者は、警務部会計課に勤務す る職員及び一般当直勤務員に限る。

第2章 拾得物の受理等

(物件の提出を受ける窓口)

- 第6条 提出は、警察署又は交番等において受けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、祭礼等の雑踏警備に係る現地指揮所等を設置する場合において、交番又は駐在所に準じて拾得者から物件が持参される可能性が高く、かつ、物件の内容を確認して関係書類を作成するための人員を配置し、及び物件を適切に保管することができるときは、現地指揮所等においても提出を受けるものとする。

(物件の提出を受けたときの措置)

- 第7条 交番等において提出を受けたときは、提出を受けた物件(以下「提出物件」という。)に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会して、拾得物件控書(様式第1号)、拾得物件取扱書(様式第2号)及び拾得物件預り書(様式第3号)を作成し、拾得物件預り書を、提出をした拾得者又は施設占有者(以下「提出者」という。)に交付しなければならない。
- 2 前項の規定による報告及び照会は、執務時間中にあっては警察署の会計課(係) 長に、それ以外の時間にあっては警察署の当直責任者に対して行うものとする。
- 3 警ら又は警乗中の警察官若しくは無線警ら自動車に、拾得者から物件の提出の申 出があった場合には、拾得者に対し、警ら等の用務に従事しているため物件の提出 を受けることができない旨を十分に説明し、最寄りの警察署又は交番等において提 出を行うよう教示することその他の拾得者の利便を図るための適切な措置を講ずる ものとする。
- 4 拾得者が勤務員の不在時に交番等に来所した場合は、警察職員を出向かせるもの とし、これにより難い場合は他の窓口を教示するなど拾得者の利便を図るための適 切な措置を講ずるものとする。
- 5 警察署において物件の提出を受けたときは、拾得物件預り書、拾得物件控書及び 拾得物件取扱書を作成し、拾得物件預り書を提出者に交付しなければならない。

(所有権を取得することができない物件に関する説明)

第8条 署長は、提出物件が法第35条第1号の法令の規定によりその所持が禁止されている物又は同条第2号から第5号までに掲げる文書、図画若しくは電磁的記録(以下「個人情報関連物件」という。)に該当し、又は該当する可能性があるときは、提出者に対し、当該物件が法第35条各号に掲げる物に該当する場合は、その所有権を取得することができない旨を説明するものとする。

(提出物件に現金が含まれる場合の取扱い)

- 第9条 交番等において、現金又は現金を含む物件の提出を受けたときは、次に掲げる方法により受理するものとする。
 - (1) 提出者に拾得物件預り書を交付することが可能である場合提出者の面前で内容を確認するとともに、現金収納袋(様式第4号)の裏面に必要事項を記入の上、現金を収納して当該現金収納袋に封をし、拾得物件預り書を提出者に交付すること。
 - (2) 提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするとき前号に規定する方法により現金収納袋に封をするとともに、当該現金収納袋に附属する拾得物件受取票を作成し、拾得物件預り書に代えて、当該拾得物件受取票を提出者に交付すること。
- 2 前項の規定により作成した現金収納袋は、次に掲げる方法により送付するものとする。
 - (1) 拾得物件預り書を交付した場合

現金が封入された現金収納袋は、拾得物件控書その他の関係書類(以下「関係書類」という。)とともに、執務時間中にあっては島根県警察の地域警察運営に関する訓令(平成5年島根県警察訓令第5号)第12条第1号及び第2号に規定する警察署の地域警察幹部(地域警察幹部が不在の場合における警察署の総務課(係)長を含む。以下「地域警察幹部等」という。)に、当直勤務時間中にあっては当直責任者にそれぞれ提出し、当該地域警察幹部等又は当該当直責任者が開封して内容を確認の上、当該現金収納袋裏面の確認者印の欄に押印し、関係書類とともに警察署の会計課(係)へ送付すること。

(2) 拾得物件受取票を交付した場合

提出者から聴取した事項を記載した現金収納袋を、執務時間中にあっては地域 警察幹部等に、当直勤務時間中にあっては当直責任者にそれぞれ提出するととも に、当該地域警察幹部等又は当該当直責任者の確認の下に開封して内容を確認の 上、提出物件を受理した警察職員が関係書類の作成を行い、警察署の会計課(係) に送付すること。この場合において提出者の住所及び氏名が判明しているときは、 送付を受けた会計課(係)において、拾得物件預り書を当該提出者に郵送により 交付すること。

3 現金収納袋の取扱状況を明らかにしておくため、交番等に現金収納袋交付整理票 (様式第5号)を備え付けるものとする。 (氏名等告知の同意及び権利放棄の意思の確認)

- 第10条 署長は、提出を受けたときは、提出者に対して法第11条第2項に規定する氏名等の告知の同意について説明し、当該提出者の同意の有無を確認するとともに、 遺失者の氏名等の告知に係る希望の有無を確認するものとする。
- 2 提出者が前項の同意について、後で考えて決めるとした場合は、同意の意思は不明として取り扱うものとする。
- 3 署長は、前2項に定めるほか、提出者に対して法第27条第1項の費用若しくは法 第28条第1項若しくは第2項の報労金を請求する権利又は民法(明治29年法律第89 号)第240条若しくは第241条の規定若しくは法第32条第1項の規定により所有権を 取得する権利の放棄に係る意思の有無及び放棄しようとする権利の種別について確 認し、権利放棄の意思の有無及び放棄する権利の内容を明らかにするものとする。
- 4 提出者が前項の権利の放棄について、後で考えて決めるとした場合は、権利を放棄していないものとして取り扱うものとする。

(同意及び権利放棄の意思の記載等)

- 第11条 前条第1項の同意の有無並びに前条第3項の権利の放棄に係る意思の有無及び放棄しようとする権利の種別は、拾得物件控書の権利放棄の意思及び氏名等告知の同意の有無の欄の該当部分に記載及び署名を求めるなどして確認し、明確にするものとする。
- 2 前項に規定する場合において、提出者の記載及び署名が得られなかったときは、 記載及び署名を得られなかった経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとす る。
- 3 前2項に規定する場合、法第34条に規定する場合等において、提出者が拾得物件 預り書を受領する意思がないことが明らかであり、これを交付することができなか ったときは、第7条第1項及び第5項の規定にかかわらず、拾得物件預り書を交付 できなかった経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(施設において拾得された物件の取扱い)

- 第12条 署長は、施設占有者から法第13条第1項の規定により法第4条第2項の規定 による物件の提出を受けたときは、当該物件の拾得者に対し、拾得物件通知書(様 式第6号)により通知するものとする。
- 2 施設において物件(埋蔵物を除く。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)が警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。
- 3 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所について同項の同意をした施設占有者に対し、拾得物件提出通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 4 第2項の場合において、施設占有者の同意が得られなかったときは、拾得者に対し、法第4条第2項に規定する拾得者の義務及び法第34条に規定する費用請求権等

の喪失について教示するものとする。

5 施設占有者から、拾得物件提出に関する同意書(様式第8号)の提出を受けたときは、当該同意書を受理した日以後については、当該施設占有者からの特段の意思表示がない限り、第2項の規定に準じて取り扱うものとする。

(拾得物件一覧簿等の記載等)

- 第13条 規則第4条第1項の規定による拾得物件一覧簿(以下「拾得物件一覧簿」という。)の記載は、警察署において交番等から第7条第1項の規定により報告を受けたとき、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書、拾得物件預り書及び拾得物件取扱書を作成するときに行うものとする。
- 2 規則第4条第2項の規定による特例施設占有者保管物件一覧簿(以下「特例施設 占有者保管物件一覧簿」という。)の記載は、警察署において法第17条の規定によ る届出を受理したときに行うものとする。
- 3 拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿は、執務時間終了後は警察署の会計課(係)長から当直責任者に、当直勤務終了後は当直責任者から会計課(係) 長に、それぞれ引き継ぐものとする。

(拾得物件の送付)

- 第14条 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書及び拾得物件取扱書とともに、速やかに警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 交番及び第2条第2号に規定する警備派出所 受理した日の翌日までに送付すること。
 - (2) 駐在所 受理した日から起算して3日以内に送付すること。
 - (3) 第2条第3号に規定する施設 受理した日の翌日(当該受理した日が島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、県の休日の翌日。)までに別表の右欄に掲げる警察署に送付すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、島根県警察の地域警察運営に関する訓令(平成5年島根県警察訓令第5号)別表第2の左欄に掲げる駐在所については、受理に係る拾得物件を同表の右欄に定める交番所長を経由して送付するものとする。ただし、駐在所から警察署又は広域交番までの距離その他の事情により、署長があらかじめ定めた駐在所にあっては、この限りではない。広域交番を経由した場合において、当該交番所長は、遺失・拾得経由送付簿(様式第9号)に、必要な事項を記載するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、令第6条に規定する高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み、適切に保管することが困難であると認めら

れる物件の提出を受けたときは、署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を拾得物件控書及び拾得物件取扱書とともに警察署に送付するものとする。ただし、交番等が遠隔地に所在するなど、これにより難い特別の事情がある場合は、署長の指揮を受けて、必要な措置を講ずるものとする。

- 5 第1項本文の規定による送付は、執務時間中においては地域警察幹部等を、当直 勤務時間中においては当直責任者をそれぞれ経由して行うものとする。この場合に おいて、送付を受けた地域警察幹部等又は当直責任者は、送付物件とこれに添付さ れた拾得物件控書の記載内容とを照合して確認するとともに、当該拾得物件控書の 地域幹部の欄に押印するものとする。
- 6 交番等において受理した拾得物件の送付を受けた警察署の会計課(係)長は、拾得物件取扱書に受付印及び受領印を押印し、送付をした交番等に拾得物件取扱書を返送するものとする。ただし、当直勤務時間中において当直責任者が送付を受けたときは、拾得物件取扱書に当直責任者が受領印を押印し、当直勤務の終了後に会計課(係)長に引き継ぐものとする。

(特異な拾得物件の提出を受けた場合の措置)

- 第15条 署長は、次に掲げる物件の提出を受けたときは、当該物件に係る拾得物件控 書の写しを、電送等の方法により速やかに警察本部長(以下「本部長」という。) に送付するものとする。
 - (1) 法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件
 - (2) 埋蔵物(埋蔵文化財であると認められるものを除く。)
- 2 前項第1号に規定する物件については、令第10条第1号に規定する銃砲等若しく は刀剣類又は同条第2号に規定する古式銃砲若しくは刀剣類に該当する物件であっ て、規則第21条に規定する手続により拾得者等が当該物件の引渡しを受けることが できるものを除き、物件を保管することなく、当該物件に係る取締り等を所管する 警察本部の関係所属長に送付書を添えて送付し、法定の期間について保管を委託す るものとする。

第3章 遺失届の受理等

(遺失届を受理する窓口)

- 第16条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、祭礼等の雑踏警備に係る現地指揮所等を設置する場合 において、交番又は駐在所に準じて遺失者から物件を遺失した旨が届出される可能 性が高く、かつ、届出内容を聴取して関係書類を作成するための人員を配置するこ とができるときは、現地指揮所等においても遺失届を受理するものとする。

(遺失届を受理したときの措置)

- 第17条 遺失届出書(様式第10号)については、遺失者の自書により難い事情がある場合には、口頭による届出についても警察職員が遺失届出書を代書することにより 受理するものとする。
- 2 交番等において遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る規則第5条第2項第

- 2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理 番号を照会するものとする。
- 3 第7条第2項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。 (遺失届一覧簿の記載等)
- 第18条 遺失届一覧簿(様式第10号の2)の記載は、警察署において、交番等から前条第2項の規定による報告を受けたとき、又は警察署において遺失届を受理したときに行うものとする。
- 2 遺失届一覧簿は、執務時間終了後は警察署の会計課(係)長から当直責任者に、 当直勤務終了後は当直責任者から会計課(係)長に、それぞれ引き継ぐものとする。 (特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)
- 第19条 署長は、爆発物、銃砲等、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、生活安全部通信指令課に対する手配の依頼、島根県警察の通信指令に関する訓令(平成22年島根県警察訓令第7号)第7条第1項に規定する警察署通信室による手配、地域住民への広報その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 署長は、前項に規定する物件に係る遺失届出書の写しを速やかに本部長に送付するものとする。

(遺失届出書の送付)

- 第20条 交番等において遺失届を受理したときは、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。
- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による送付について準用する。 第4章 遺失者を発見するための措置

(遺失届一覧簿の確認等)

- 第21条 交番等において第7条第1項の規定による報告をするときは、併せて、当該 提出物件について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を照会 するものとする。
- 2 規則第6条第1項の規定による確認は、警察署において前項の規定による照会を 受け、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件一覧簿若しくは特例施 設占有者保管物件一覧簿の記載をするときに行うものとする。
- 3 規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は特例施設占有者が保管する物件(以下「保管物件」という。)に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(遺失物管理システムによる遺失届の有無の調査等)

第22条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、島根県警察 遺失物管理システム(以下「システム」という。)に必要な事項を登録するものと する。

- 2 法第8条第1項(法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。) の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の 規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとす る。
- 3 規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長(他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。)になされていたことが判明したときは、当該他の警察署長から当該遺失届に係る遺失届出書の内容を聴取し、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と照合するものとする。

(拾得物件一覧簿の確認等)

- 第23条 交番等において第17条第2項の規定による報告をするときは、併せて、当該 遺失届に係る物件について、拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿に おける該当する提出物件又は保管物件に係る記載の有無を照会するものとする。
- 2 規則第7条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会 を受け、又は警察署において受理をした遺失届に係る遺失届一覧簿の記載をすると きに行うものとする。
- 3 規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(遺失物管理システムによる提出物件の有無の調査等)

- 第24条 遺失届を受理したときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。
- 2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及 び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 3 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届に係る遺失届出書の内容を通知し、通知を受けた当該他の警察署長は、当該遺失届出書の内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(拾得物件関係事項照会書の取扱い)

- 第25条 法第12条の規定による照会は、照会をすることにより遺失者の氏名等が容易 に判明する場合、早急に遺失者に返還する必要がある場合その他遺失者への返還の ための情報を必要とする場合に行うものとする。
- 2 拾得物件関係事項照会書(規則別記様式第11号。以下「照会書」という。)は、 一連番号を付し、適正に管理しなければならない。
- 3 署長は、照会を行おうとするときは、照会の必要性、照会内容等を十分検討し、 発出の是非を判断するものとする。

- 4 照会書は、公信性を担保するため、正本のほか、必ず副本を作成し、契印をするものとする。
- 5 前項の副本は、決裁後、照会書副本簿に一連番号順に編てつし、保管するものと する。

第5章 拾得物件の保管等

(提出物件等の保管)

- 第26条 警察署においては、提出物件に保管物件整理票(様式第11号)を取り付けるとともに、提出物件の亡失、滅失又はき損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券その他規則第11条第3号から第6号までに掲げる物に該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げる物に該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとし、これらを保管庫から出し入れするときは、貴重品等出入簿(様式第12号)に所定の事項を記載するものとする。
- 3 前2項の規定は、交番等において提出を受けた後、第14条第1項の規定による送付を行うまでの間における提出物件の保管について準用する。ただし、提出物件が、自転車その他のその形状等により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで室内に保管するなど確実な方法で保管するものとし、また、保管物件整理票については、警察署において取り付けるものとする。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、提出物件が、警察署又は交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合には、物件を適切に保管することができる者に保管を委託することその他の必要な措置を講ずるものとする。ただし、交番等において提出物件の保管を委託する場合は、あらかじめ署長の指揮を受けなければならない。
- 5 前項の規定により提出物件の保管を委託する場合は、当該保管に係る受託者から 保管委託預り書(様式第13号)を徴するものとする。
- 6 乗車船券、商品券、当せん金付証票その他の有価証券で、警察署における保管期間中に、その払戻期間又は引取期間が満了するものについては、当該満了の期日までに現金と引き換えておくなど、必要な措置を講ずるものとする。

(現金又は売却による代金の預託)

- 第27条 署長は、提出を受けた現金(以下「現金」という。)又は法第9条第1項若 しくは第2項の規定に基づく売却に係る代金(以下「代金」という。)の保管につ いては、次に掲げる方法により取り扱うものとする。
 - (1) 現金は、警察署での受入日ごとに取りまとめ、当該受入日中に警察署最寄りの 島根県指定金融機関(島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第3条に規 定する指定金融機関をいう。)に当座預金として預託すること。ただし、銀行の 閉店後又は休業日に受け入れた現金は、銀行の営業再開日に速やかに預託するこ

と。

- (2) 代金は、収納した日ごとに取りまとめ、前号の規定に準じて預託すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、払出しの資金に充てるため、警察署において保管する 現金(以下「手元保管現金」という。)及び代金の一部を警察署ごとに20万円を限 度として、手元保管できるものとする。ただし、遺失者への返還手続中である現金、 記念貨幣(強制通用力を有し、現在は発行されていない貨幣を含む。)である現金 など、預託することが適当でないと認められるものについては、当該限度額に含め ないものとする。
- 3 預託するまでの現金及び代金並びに手元保管現金は、それぞれ専用の金庫に確実に保管するものとする。

(提出物件の売却の方法等)

- 第28条 法第9条第1項又は第2項の規定による売却(以下「売却」という。)は、原則として、警察署において行うものとする。ただし、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれがある物件については、署長の具体的な指示を受け、交番等において売却を行うことができるものとする。
- 2 前項ただし書の規定により交番等で売却を行った場合は、早急な売却を必要とし た理由について、拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 売却による代金の納付は、代金引換えの方法によるものとする。
- 4 署長は、民法第240条若しくは第241条又は法第32条第1項若しくは第33条の規定により売却に係る物件の所有権を取得する権利を有する者(以下「権利者」という。)から、令第1条の規定による一般競争入札若しくは競り売り又は随意契約への参加を希望する旨の申出を受けたときは、当該権利者を参加させることができるものとする。
- 5 署長は、売却を行おうとするときは、起案書により、事前に売却の方法その他の 売却に必要な手続を決定するものとする。
- 6 売却を行ったときは、物件売却書(規則別記様式第8号)に売却の結果を記録し、 署長の承認を受けるものとする。

(提出物件の処分の方法等)

- 第29条 法第10条の規定による処分(以下「処分」という。)は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が滅失し、又はき損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定による売却をすることができない物であると明らかに認められるときは、署長の指揮を受け、交番等においてこれを廃棄することができるものとする。
- 2 規則第14条の規定による通知(次項において「通知」という。)は、拾得物件処分通知書(様式第14号)により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その 他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合 において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記

載するものとする。

- 4 署長は、処分を行おうとするときは、起案書により、事前に処分の方法その他の 処分に必要な手続を決定するものとする。
- 5 処分を行ったときは、物件処分書(規則別記様式第9号)に処分の結果を記録し、 署長の承認を受けるものとする。
- 6 署長は、令第4条第3項の規定により個人情報関連物件に該当する物件を廃棄したときは、当該物件を個人情報関連物件であると認めた理由、廃棄の方法及び経緯を拾得物件控書の備考欄に記載しておくものとする。

(台帳等の整理保管)

- 第30条 署長は、第14条第1項の規定による拾得物件控書の送付を受け、又は第7条 第5項の規定により拾得物件控書を作成したときは、拾得物件控書の受理番号の順 に、拾得物台帳として整理保管するものとする。
- 2 第7条第1項又は第5項の規定により作成した拾得物件取扱書は、受理した窓口 ごとに、受理番号の順に編てつして保管するものとする。

第6章 拾得物件の返還、引渡し等

(返還、引渡しの手続を行う窓口)

- 第31条 遺失者に対する提出物件の返還に係る手続及び民法第240条若しくは第241条 又は法第32条第1項若しくは第33条の規定により提出物件の所有権を取得した者 (以下「権利取得者」という。)に対する当該物件の引渡しに係る手続は、警察署 会計課(係)において行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、交番等において保管中の提出物件に係る遺失者が判明 したときは、署長の指揮を受け、交番等において規則第18条第1項の規定による通 知を行い、及び当該物件の返還を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定は、警察署の当直において保管する提出物件について準用する。 (遺失者の確認)
- 第32条 規則第20条第1項に規定するその他の適当な方法による確認は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 返還を求める者からその者が遺失した物件の種類及び特徴を聴取し、提出を受けた物件の種類及び特徴と照合すること。
 - (2) 返還を求める者からその氏名、住所等を聴取し、提出を受けた物件に記載され、 又は記録された氏名、住所等と照合すること。

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

- 第33条 規則第18条第1項の規定による通知(次項において「通知」という。)は、 遺失物確認通知書(様式第15号)により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、 口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するもの とする。

- 3 規則第18条第2項の規定による通知(次項において「通知」という。)は、拾得物件返還通知書(様式第16号)により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、 その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。 この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備 考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知(次項において「通知」という。)は、権利 取得者には所有権取得通知書(様式第17号)により、物件の所有権を取得する権利 を有さない拾得者又は施設占有者(法第27条第1項の費用を請求する権利を有する 拾得者又は施設占有者に限る。)には費用請求権通知書(様式第18号)により、そ れぞれ行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、 口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するもの とする。

(保管物件に係る遺失者が判明した場合における通知の方法)

第34条 署長は、保管物件に係る遺失者が判明したときは、前条第1項の規定による 通知をするとともに、遺失者が判明した旨を当該保管物件に係る特例施設占有者に 通知するものとする。

(送付による提出物件の返還等)

- 第35条 規則第19条第1項の規定による送付は、提出物件に身分証明書その他の遺失者を特定することができる物がある場合など法第11条第1項の規定に基づく遺失者の確認ができる場合に限り行うことができるものとする。
- 2 規則第19条第1項の規定による遺失者(同条第3項において準用する権利取得者を含む。)からの送付の申出は、文書による申出のほか、電話による申出もできるものとする。
- 3 法第11条第1項の規定による受領書(規則別記様式第10号。以下「受領書」という。)は、前項の規定による申出をした者への返還又は引渡しに係る物件とともに送付するものとする。

(所持を禁じられた物件のうち所有権を取得することができるものの引渡し手続)

第36条 署長は、規則第21条の規定により、許可証又は登録証の提示を受けたときは、 当該許可証又は当該登録証が提出物件に係るものであることを確実に確認するとと もに、拾得物件控書に当該許可又は当該登録を行った行政庁の名称、番号、交付年 月日等を記載しておくものとする。

(遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等)

第37条 署長は、規則第18条第4項の規定に準じ、法第32条第1項本文又は法第33条 の規定による権利取得者には遺失者権利放棄通知書(様式第19号)により、物件の 所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者(法第27条第1項の費用を 請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。)には費用請求権通知書により、それぞれ通知(次項において「通知」という。)するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、 口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するもの とする。
- 3 遺失者が物件についてその有する権利を放棄した場合は、その旨を拾得物件控書 の備考欄に記載しておくものとする。

第7章 埋蔵物及び犯罪者が占有していたと認められる物件の取扱い (埋蔵物の取扱い)

- 第38条 署長は、埋蔵物の発見差出しを受けたときは、第7条の規定に準じて取り扱い、当該埋蔵物が文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に規定する文化財に相当すると認められるときは、埋蔵文化財提出書(様式第20号)により当該埋蔵物を島根県教育委員会(埋蔵物の発見された土地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市の区域内に存する場合にあっては、中核市の教育委員会。以下「県教育委員会等」という。)に提出し、鑑査を受けるものとする。この場合において、当該埋蔵物の保管を委託しているときは、保管委託預り書の写しを添えて提出するものとする。ただし、遺失者が判明している場合は、この限りでない。
- 2 署長は、前項の規定による提出をした後において、遺失者が判明し、埋蔵物の返 還請求があったときは、速やかに県教育委員会等から当該埋蔵物の引渡しを受け、 遺失者に返還するものとする。
- 3 署長は、文化財保護法第100条第1項又は第2項の規定により埋蔵文化財の発見 通知を受けたときは、拾得物件一覧簿による公告を行うものとする。この場合にお いては、拾得物件預り書の作成は要しないものとし、当該通知に係る発見通知書に 受理番号を付し、拾得物件控書とともに整理保管するものとする。
- 4 鑑査の結果、文化財に認定された埋蔵物は、所有者が判明しないときは、公告後6か月を経た後、島根県(以下「県」という。)に帰属することとなるので、当該帰属の日をもって島根県教育委員会に払出しをすること。この場合においては、島根県教育委員会からの受領書の提出は要しないものとし、拾得物件控書の払出欄に「県帰属」と記載し、決裁を行うものとする。
- 5 県教育委員会等に提出した物件が、県教育委員会等から文化財に該当しない旨の 鑑査結果を付して差し戻されたときは、拾得物件控書の備考欄に「文化財の認定除 外」と記載し、拾得物の取扱いに準じて処理するものとする。

(犯罪者が占有していたと認められる物件の取扱い)

第39条 署長は、犯罪の犯人が占有していたと認められる物件の提出があったときは、 これを直ちに刑事訴訟法の手続により押収することなく、遺失物として受理した後、 押収するものとする。

- 2 提出物件が前項の規定による押収をされた場合にあっては、当該物件を押収をされた旨、押収の日付及び押収をした者を、物件の還付を受けた場合にあっては当該物件の還付を受けた旨、還付の日付及び還付をした者を、それぞれ拾得物件控書の備考欄に記載して経緯を明らかにしておくものとする。
- 3 前項の場合においては、物件の遺失者又は権利者に対して当該物件が犯罪捜査の ために押収されていることを通知し、併せて返還又は引渡しに係る手続について説 明するものとする。
- 4 第1項の規定による押収をされた物件を遺失者に返還するに当たっては、刑事訴訟法の手続により直接返還することなく、拾得物の取扱いを行う署長に還付し、当該署長から遺失者に返還するものとする。

第8章 逸走した家畜の取扱い等

(犬又は猫を拾得した旨の申告を受けた場合の取扱い)

- 第40条 署長は、犬又は猫を拾得した旨の申告を受けたときは、当該犬又は猫について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を確認するものとする。
- 2 前項の規定による確認の結果、当該大又は猫の所有者が判明しないときは、拾得者に、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。)第35条第3項の規定により引取りを求めるかについて確認するものとする。
- 3 前項の規定による確認の結果、拾得者から法第4条第1項の規定による提出の申 出があり、かつ、当該犬又は猫が逸走した家畜に該当すると認められるときは、法 に基づきこれを受理し、第7条に規定する措置を講ずるものとする。

(負傷動物を拾得した旨の申告を受けた場合の取扱い)

- 第41条 署長は、動愛法第36条第1項に規定する犬、猫等の動物(以下「負傷動物」 という。)を拾得した旨の申告を受けたときは、当該負傷動物について、遺失届一 覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を確認するものとする。
- 2 前項の規定による確認の結果、当該負傷動物の所有者が判明しないときは、拾得者に、同法第36条第1項の規定による通報を行うよう説明するものとする。

(犬若しくは猫又は負傷動物の一時預かり)

- 第42条 署長は、拾得者が動愛法第35条第2項の規定による引取りの求め又は同法第36条第1項の規定による通報を行う旨を申し立てた場合において、当該拾得者から同人に代わり引取りの求め又は通報を行うよう依頼を受けたときは、これを行うとともに、県又は中核市(以下「県等」という。)が引き取り、又は収容するまでの間、当該犬若しくは猫又は負傷動物を一時的に預かるものとする。
- 2 前項の規定による依頼を受けたときは、その経緯を明らかにするため、一時預り 控書(様式第21号)及び一時預り書(様式第22号)を作成し、一時預り書を拾得者 に交付するものとする。

(職務中に拾得した場合における取扱い)

第43条 署長は、犬若しくは猫又は負傷動物を職務中に拾得したときは、当該犬若し

くは猫又は負傷動物について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の 有無を確認するものとする。

- 2 前項の規定による確認の結果、当該大若しくは猫又は負傷動物の所有者が判明しない場合において、当該大又は猫が逸走した家畜に該当しないと認められるときは動愛法第35条第2項の規定に基づく引取りを求めるものとし、また、当該負傷動物については、同法第36条第1項の規定に基づく通報を行うものとする。
- 3 前項の規定による引取りの求め又は通報を行うときは、その経緯を明らかにする ため、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱書(様式第23号)を作成 するものとする。

(県等に対する問い合わせの有無の確認)

第44条 署長は、法の規定に基づき犬又は猫を取り扱ったときは、県等に対し、当該 犬又は猫を遺失した所有者からの問い合わせの有無を確認するものとする。

(県等への引渡し)

第45条 署長は、動愛法第35条第2項の規定により引取りの求めを行ったとき、又は 同法第36条第1項の規定により通報を行ったときは、速やかに、当該引取りの求め に係る犬若しくは猫又は当該通報に係る負傷動物を県等に引き渡すものとする。 (保管の委託)

第46条 署長は、法の規定に基づき提出を受けた動物に係る保管について、法令の範囲内において希望する者に委託しようとするときは、当該希望する者の意思、保管に係る設備の状況等を聴取し、当該動物を適切に保管できる者であるかについて、十分な確認を行うものとする。

(動物に係る遺失届を受けた場合の措置)

- 第47条 署長は、動物に係る遺失届を受理したときは、規則第7条に規定する措置を 講ずるとともに、当該遺失届に係る動物について、一時預り控書及び動物の愛護及 び管理に関する法律に基づく動物取扱書における該当する動物に係る記載の有無を 確認するものとする。
- 2 前項の規定による確認の結果、遺失届に係る動物を発見することができなかった ときは、遺失者に、当該動物を動愛法の規定に基づき引取り又は収容している可能 性のある県等の窓口を教示するものとする。この場合において、遺失者の同意が得 られたときは、受理した遺失届に係る情報を県等に通報するものとする。

第9章 出納管理手続

(出納年度)

- 第48条 拾得物件の出納年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 前項の規定による出納年度の所属区分は、警察署において物件に係る受入れ又は 払出しを第59条第1号及び第2号に規定する出納簿に登記した日の属する年度とす る。

(払出しの手続)

- 第49条 署長は、遺失者又は権利取得者からの要求により、提出物件の返還をし、又は引渡しをするときは、法第11条及び第12条並びに規則第18条から第23条までの規定による手続のほか、次に掲げる手続をとるものとする。
 - (1) 拾得金の払出しは、当座預金小切手をもって行うこと。ただし、払出金額が手元保管現金の範囲内であるときは、当該保管現金から払い出すことができる。
 - (2) 拾得物件預り書を所持する権利取得者については、受領書に代え、引き渡すことができる。
 - (3) 遺失者又は権利取得者の代理人に物件を交付する場合は、当該物件の受領に係る委任状を提出させ、正当な代理人であることを確認の上、返還又は引渡しの手続を行うこと。
- 2 提出物件の処分(物件の一部について処分した場合を除く。)を行ったときは、 拾得物件控書の払出の決裁欄に「処分」と記載して決裁し、拾得物件一覧簿に「処 分」の表示をするものとする。

(完結)

第50条 署長は、保管に係る物件の払出の処理が完結したときは、当該物件に係る拾得物件控書の欄外に完結の印を押印して整理するものとする。

(県に帰属した物件等の取扱い)

- 第51条 法第37条第1項の規定により県又は国に帰属した物件については、次に掲げる方法により取り扱うものとする。
 - (1) 県に帰属した拾得金については、四半期ごとに取りまとめ、当該四半期の終了の翌月末日までに保管金帰属調書(様式第24号)を、会計規則第2条に規定する部局の長たる警察署長(以下「部局長」という。)に送付すること。ただし、第4四半期分にあっては、署長が必要と認めたときに取りまとめ、保管金帰属調書は、3月31日までに送付すること。
 - (2) 県に帰属した拾得物については、年度末又は署長が必要と認めたときにおいて、1年分又は該当する期間分を取りまとめ、保管物帰属調書(様式第25号)により 部局長に引き継ぐこと。
 - (3) 国に帰属した物件は、保管物帰属調書を添えて島根県警察物品管理官に引き継ぐこと。ただし、けん銃については、当該けん銃に拾得けん銃引継書及び保管物帰属調書を添えて、本部長に提出すること。
- 2 法第37条第2項の規定に基づき個人情報関連物件を廃棄する場合は、当該物件を 個人情報関連物件であると認めた理由、廃棄の方法及び経緯を記録しておくこと。 この場合において、処分業者に廃棄を委託するときは、規則第25条に規定する措置 が行われるよう指導監督を徹底すること。

(保管費用等の収入)

第52条 署長は、法第27条第1項の規定による費用を徴収しようとするときは、規則 第23条並びに会計規則第17条及び第18条の規定に基づき、収入の手続をとるものと する。

- 2 前項の規定による費用の請求は、規則第23条の規定による請求書とともに、会計規則第18条に規定する納入通知書を交付して行うものとする。
- 3 規則第19条第1項の規定による送付に要した費用の徴収については、前2項の規定を準用する。この場合において、前項中「規則第23条の規定による請求書」とあるのは、「規則第23条の規定による請求書に倣って作成した請求書」と読み替えるものとする。

(未交換小切手の取扱い)

- 第53条 第49条第1項第1号の規定により振り出した小切手であって、支払呈示期間 の経過後において預託銀行における支払いが終わっていないもの(以下「未交換小切手」という。)については、次項以下に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 未交換小切手は、未交換小切手整理簿(様式第26号。以下「整理簿」という。) に登載すること。ただし、未交換小切手のうち、振出後1か月以内に預託銀行にお いて支払いが終わると見込まれるものについては、当該小切手の振出月の末日をも って登載することができる。
- 3 小切手振出後10日と6か月を経過した未交換小切手は、小切手事故通知書(様式 第27号。以下「事故通知書」という。)により、預託銀行に対して当該小切手の事 故登録を通知すること。
- 4 事故登録後6か月を経過したとき、又は未交換小切手の所持人からの償還の請求 を受けて当該小切手を回収したときは、小切手事故登録解除通知書(様式第28号) により、預託銀行に対して当該未交換小切手の事故登録の解除を通知すること。
- 5 事故登録を通知した日から5年を経過したとき、又は未交換小切手を回収したと きは、その日をもって整理簿から当該小切手を抹消すること。
- 6 未交換小切手を所持していた者から、当該小切手の亡失等の届出を受けたときは、 当該届出の受理と同時に、事故通知書により預託銀行に対して事故登録を通知する こと。この場合において、当該小切手に係る償還の請求を受けたときは、次条第3 項に規定する措置を講ずること。
- 7 小切手の亡失等により事故登録を通知したときは、その日をもって整理簿から当該小切手を抹消すること。ただし、特別の事情がある場合を除き、事故登録の解除は行わないこと。

(時効により無効となった支払未済小切手の取扱い)

- 第54条 第49条第1項第1号の規定により振り出した小切手であって、支払呈示期間 の経過後6か月を経過した後において預託銀行における支払いが終わっていないも のについては、第51条第1項第1号に規定する県に帰属した拾得金の取扱いに準じて収入の手続をとるものとする。
- 2 第49条第1項第1号の規定により振り出した小切手が小切手法(昭和8年法律第57号)の規定により無効となった後において、当該小切手の所持人から、当該小切手を添えて償還の請求を受けたときは、一般会計歳出予算の措置を受けて、当該所持人に対して支払いの手続を行うものとする。

3 前項の場合において、振出小切手が亡失等の理由により提出できないときは、当該亡失等に係る小切手の除権決定の正本の提出を受けた後、支払手続をとるものとする。

(拾得物件預り書用紙の整理)

- 第55条 署長は、拾得物件預り書、拾得物件控書及び拾得物件取扱書を警察署又は交番等の窓口に備え付ける場合は、これを一組とし、それぞれに共通する5けたの整理番号を付すものとする。
- 2 前項の整理番号は、年度ごとの一連番号とし、当該番号の先頭の数字は西暦年数の末尾の数字とするものとする。
- 3 拾得物件預り書の署長の公印は、第1項の規定により窓口への備付けを行うとき に、あらかじめ押印しておくものとする。
- 4 書き損じ等により廃棄する拾得物件預り書は、斜線を引き、「廃棄」と朱書した上で、拾得物件取扱書のつづりに編てつして保管するものとする。

(拾得物件預り書の再交付)

第56条 署長は、拾得者から拾得物件預り書の亡失、き損等による再交付の申出を受けたときは、亡失等に係る届出書の提出を求めて事情を調査し、必要と認めた場合は、警察署において拾得物件預り書を再交付するものとする。この場合、拾得物件控書の備考欄に再交付を行う事情を記載するとともに、当該再交付に係る拾得物件預り書の備考欄に「再交付」と朱書して交付するものとする。

(小切手発行補助者)

- 第57条 署長は、第49条第1項第1号の規定による当座預金に係る小切手帳の保管及 び小切手の作成について、補助者を指定して行わせることができるものとする。
- 2 前項の補助者は、毎年度の当初に指定するものとし、年度の中途で交代するときは、その都度、指定替えを行うものとする。

(小切手帳及び印鑑の保管)

第58条 署長は、小切手帳及び小切手の振出しに使用する印鑑を、それぞれ施錠のできる別々の保管設備により厳重に保管するものとする。

(帳簿)

- 第59条 署長は、次に掲げる帳簿を備え付け、出納又は受払いの状況を明らかにして おくものとする。
 - (1) 保管金出納簿(様式第29号)
 - (2) 保管物出納簿(様式第30号)
 - (3) 手元保管現金出納簿(様式第31号)
 - (4) 小切手受払簿(様式第32号)
 - (5) 拾得物件預り書用紙受払簿(様式第33号)
- 2 拾得物件預り書用紙受払簿は、会計規則に定める消耗品受払簿に代えるものとする。

(月計突合せ)

第60条 署長は、毎月末日をもって前条第1号から第3号までに掲げる各出納簿を締め切るとともに、預託銀行と預金現在高を照合するなど保管に係る提出物件の確認を行うものとする。

(出納計算報告)

- 第61条 署長は、毎年3月31日現在における当該年度中の出納に係る拾得物件の取扱 状況を、保管金出納計算報告書(様式第34号)及び保管物出納計算報告書(様式第 35号)により本部長に報告するものとする。
- 2 前項の保管金出納計算報告書及び保管物出納計算報告書には、保管金現在高調書 (様式第36号)、保管物現在高調書(様式第37号)、当座勘定入金帳の写し及び小切 手支払未済額調書(様式第38号)を添付するものとする。

(引継ぎ)

- 第62条 署長が交替するときは、次に掲げる方法により引継ぎを行うとともに、保管物件等引継書(様式第39号)により本部長に報告するものとする。
 - (1) 前任者は、第59条第1項第1号から第3号までに掲げる各出納簿を発令の日の前日をもって締め切り、引継年月日を記入の上、後任者とともに記名押印又は署名すること。
 - (2) 前任者は、保管物件等引継書を作成し、保管に係る拾得物件と照合の上、引継ぎを行い、後任者とともに記名押印又は署名すること。
 - (3) 前号の規定により作成した保管物件等引継書には、前条第2項の規定による保管金出納計算報告書及び保管物出納計算報告書に添付する書類に準じて作成した書類を添付すること。

第10章 検査及び事故報告

(検査)

- 第63条 本部長は、年度末、署長の交替があったときその他必要があると認める場合は、保管に係る物件、帳簿、金庫等について必要な検査を行うものとする。
- 2 署長は、前項の検査を受検するに当たっては、第61条第1項及び第2項に規定する保管金出納計算報告書及び保管物出納計算報告書並びにこれらの報告書に添付する書類を作成するものとする。ただし、年度末の検査にあっては第61条各項の規定により、また署長の交替に係る検査にあっては前条の規定により、それぞれ作成した報告書及び添付書類により、これに代えることができるものとする。

(事故報告)

- 第64条 署長は、保管に係る物件について亡失、盗難その他の事故があったときは、 直ちに次に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。
 - (1) 取扱者の官職氏名
 - (2) 事故の種別(亡失、盗難、災害等)
 - (3) 発生の日時、場所
 - (4) 事故物件の種別、数量
 - (5) 事故の状況

- (6) 事故発見(発生)後の措置状況
- (7) その他参考事項第11章 雑則

(署長による指導等)

- 第65条 署長は、遺失物等の適正な取扱いに万全を期すため、次に掲げる事項を推進しなければならない。
 - (1) 関係法令その他の取扱手続等について必要な教養を行うこと。
 - (2) 警察署の地域警察幹部を指定して、交番等における遺失物等の取扱状況、提出物件の保管状況等について必要な指導監督を行うこと。

(警察本部の主管課長による指導等)

- 第66条 警務部会計課長は、遺失物等の適正な取扱いに万全を期すため、次に掲げる事項を推進するものとする。
 - (1) 関係所属と協議し、遺失物等の取扱いに関して必要な教養を行うこと。
 - (2) 署長に対し、遺失物等の適正な取扱いのために必要な教養、指導その他の措置 に関する助言等を行うこと。
- 2 警務部会計課長は、地域警察における遺失物等の適正な取扱いを図るため、 生活安全部地域課長と連携し、必要な指導監督を行わなければならない。 (システムの運用)
- 第67条 警察署又は交番等においては、第4条の規定による提出の受理は、特段の支 障のない限り、システムに必要な事項を登録して行うものとする。
- 2 前項の場合において、拾得物件預り書、拾得物件控書及び拾得物件取扱書の作成は、システムにより行うものとする。
- 3 第22条、第24条及びこの条に定めるもののほか、システムへの登録、システムに よる照会その他システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の島根県警察における遺失物の 取扱いに関する訓令(平成元年島根県警察訓令第21号)第2条第1項の規定により 署長が受理した物件及び遺失届については、なお従前の例による。

(島根県警察本部の処務に関する訓令の一部改正)

3 島根県警察本部の処務に関する訓令(平成11年島根県警察訓令第3号)の一部を 次のように改正する。

〔次のよう 略〕

(警察署の処務に関する訓令の一部改正)

4 警察署の処務に関する訓令(平成11年島根県警察訓令第4号)の一部を次のよう に改正する。 〔次のよう 略〕

附 則(平成20年3月27日島根県警察訓令第11号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日島根県警察訓令第19号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成24年2月10日島根県警察訓令第3号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成24年11月21日島根県警察訓令第31号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年12月3日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にあるこの訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令様式第10号による用紙については、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成25年8月16日島根県警察訓令第22号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成28年7月28日島根県警察訓令第28号)

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成29年4月24日島根県警察訓令第18号)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令に規定 する様式による書面については、この訓令による改正後の島根県警察における遺失 物の取扱いに関する訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用 することができる。

附 則(平成30年3月16日島根県警察訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月25日島根県警察訓令第23号)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にあるこの訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令様式第4号による現金収納袋については、当分の間これを使用することができる。

附 則(令和元年12月12日島根県警察訓令第18号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月30日島根県警察訓令第20号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の島根県警察における遺失物の取扱いに関する訓令様式第1号から様式第3号まで及び様式第10号による用紙で、現に 残存するものは、なお使用することができる。

附 則(令和4年2月18日島根県警察訓令第5号) この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

別表・様式〔略〕